平成16年(行ケ)第503号 特許取消決定取消請求事件 口頭弁論終結日 平成17年3月14日

判決

原告アイシン精機株式会社

訴訟代理人弁護士 木下洋平 訴訟代理人弁理士 桑原英明

被告 特許庁長官 小川洋

指定代理人 佐藤昭喜 田中弘満 岡田孝博 宮下正之

主文

1 特許庁が異議2003—72664号事件について平成16年9月17日にした決定のうち、特許第3402231号の請求項1及び3(いずれも訂正2005—39014号事件の平成17年2月16日付け審決確定前のもの)に係る部分を取り消す。

2 訴訟費用は各自の負担とする。

事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨並びに訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求め、請求の原因として、主文第1項記載の決定(以下「本件決定」という。)の対象となった特許(原告を特許権者とする特許第3402231号、以下「本件特許」という。)の請求項1ないし3(以下「旧請求項1」等という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する平成17年2月16日付け訂正審決(訂正2005—39014号事件)が確定した(上記訂正は、旧請求項2を削除し、旧請求項3を請求項2に繰り上げ、内容を訂正するものである。)から、本件決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は取り消されるべきである旨述べた。

2 被告は、請求棄却の判決を求め、前記第1項の訂正審決の内容及びそれが確

定したことは認める、と述べた。

3 前記争いのない事実によれば、本件決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが結論に影響を及ぼすことは明らかであるから、本件決定のうち旧請求項1及び3に係る部分は取消しを免れない。

(なお、本件訴えのうち、本件決定の旧請求項2に係る部分の取消しを求める部分は、訂正審決の確定により訴えの利益がなくなったため、原告がこれを取り下げたものである。)

4 以上によれば、原告の本訴請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用については、本件訴訟の経過にかんがみ、これを各自に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所知的財産第1部

 裁判長裁判官
 中 野 哲 弘

 裁判官
 青 柳 馨

 裁判官
 沖 中 康 人